

## 会員規約

(名称)

### 第1条

本会の名称は、TOYO e・Club(以下「本会」という)とする。

(目的)

### 第2条

本会は、東洋ソーラー株式会社（業務委託先：株式会社バイウィル）が実施する「全国の家庭及び事業所における太陽光発電設備の導入によるCO<sub>2</sub>排出削減事業」の一環として、会員が太陽光発電設備を使用することで削減された温室効果ガス排出量を、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下「J-クレジット制度」という）実施要綱（平成25年4月17日経済産業省、環境省、農林水産省策定）に基づきJ-クレジットとしてJ-クレジット制度認証委員会（J-クレジット制度を管理する経済産業省、環境省、農林水産省が共同で設置した、J-クレジットの認証を行う委員会）より認証を受けることで、環境価値の「見える化」を図るとともに、創出されたJ-クレジットを地球環境の保全および地球温暖化対策の推進に寄与することを目的とする。

(運営・管理)

### 第3条

本会の運営・管理は東洋ソーラー株式会社および株式会社バイウィル（以下「運営・管理者」という）が行う。

### 第3条の2

運営・管理者はJ-クレジット制度に関し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会員情報の管理・記録
- (2) 会員入会時の内容確認(対象設備の導入時期、他のプログラム型プロジェクトとの会員の重複登録等)
- (3) 排出削減活動リストの作成
- (4) モニタリングの実施（モニタリングデータの収集）
- (5) モニタリング報告値（排出削減量等）の算定
- (6) モニタリング報告書の作成と対応（審査対応等）
- (7) J-クレジット制度事務局への各種申請
- (8) クレジット売買
- (9) クレジット収益の活用
- (10) 会員の退会手続

### 第3条の3

運営・管理者として必要な事務は東洋ソーラー株式会社および株式会社バイウィルにおいて行う。

#### (会員)

### 第4条

本規約において、会員とは、本規約に同意の上、運営・管理者に入会を申し込んだ者をいう。

### 第4条の2

「事業所用の申込会員」は次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 事業所等であること（家庭でないこと）。
- (2) 太陽光発電設備を設置し、発電された電力の全部又は一部を自家消費していること。
- (3) 太陽光発電設備の稼働開始日（不明な場合は設置日）が、会員規約合意日（入会届提出日）の2年前の日以降であること。
- (4) J-クレジット制度における各種申請に際し、本入会届に記載された情報を、運営・管理者が使用することに同意すること。
- (5) J-クレジット制度における各種申請に際し、本入会届に記載された以外の情報について、運営・管理者が必要とする場合は提供することに同意すること。
- (6) 太陽光発電設備を使用することによる自家消費分についての環境価値（温室効果ガス排出量の削減効果=J-クレジット）を運営・管理者へ譲渡すること、その結果として「太陽光発電設備を使用することで温室効果ガス排出量を削減」したことを会員が主張できなくなることに同意すること。
- (7) 本会に登録する太陽光発電設備が、他の類似制度及びJ-クレジット制度における他のプロジェクトのいずれにおいても登録されていないこと。
- (8) 太陽光発電設備を利用する事業所等において、常用の自家発電設備を利用していないこと。
- (9) EV放電サービスなどの、太陽光発電設備での自家消費分を外部に提供するサービスを本会の入会期間中に利用しないこと。
- (10) 人間の健康と安全、自然環境、社会への影響を回避または最小化し、受け入れることができないような影響をもたらすことがないよう、環境社会配慮を行い持続可能性を確保するため、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、環境基本法、建築基準法、電気事業法、景観法、消防法、労働安全衛生法、地球温暖化対策の推進に関する法律、その他関連法令等を遵守すること。

「家庭用の申込会員」は次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 家庭であること（事業所等でないこと）。
- (2) 太陽光発電設備を設置し、発電された電力の全部又は一部を自家消費していること。

- (3) 太陽光発電設備の稼働開始日（不明な場合は設置日）が、会員規約合意日（入会届提出日）の2年前の日以降であること。
- (4) J-クレジット制度における各種申請に際し、本入会届に記載された情報を、運営・管理者が使用することに同意すること。
- (5) J-クレジット制度における各種申請に際し、本入会届に記載された以外の情報について、運営・管理者が必要とする場合は提供することに同意すること。
- (6) 太陽光発電設備を使用することによる自家消費分についての環境価値（温室効果ガス排出量の削減効果=J-クレジット）を運営・管理者へ譲渡すること、その結果として「太陽光発電設備を使用することで温室効果ガス排出量を削減」したことを会員が主張できなくなることに同意すること。
- (7) 本会に登録する太陽光発電設備が、他の類似制度及びJ-クレジット制度における他のプロジェクトのいずれにおいても登録されていないこと。
- (8) EV放電サービスなどの、太陽光発電設備での自家消費分を外部に提供するサービスを本会の入会期間中に利用しないこと。
- (9) 人間の健康と安全、自然環境、社会への影響を回避または最小化し、受け入れることができないような影響をもたらすことがないよう、環境社会配慮を行い持続可能性を確保するため、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、環境基本法、建築基準法、電気事業法、景観法、消防法・労働安全衛生法・地球温暖化対策の推進に関する法律、その他関連法令等を遵守すること。

（J-クレジットの取り扱い）

## 第5条

会員から運営・管理者へ譲渡されたJ-クレジットは、運営・管理者における地球環境の保全および地球温暖化対策の推進に活用することとする。

（運営・管理者への協力）

## 第6条

会員は、運営・管理者が求めるときは、次に掲げる全ての事項について同意し、協力しなければならない。

- (1) J-クレジット制度における各種申請に際し、運営・管理者が必要とする情報を提供すること。
- (2) J-クレジットの認証に際し、審査機関が必要に応じて実施する現地調査（太陽光発電設備に関する現地確認等をいう）を受けること。
- (3) その他、本会の運営及び管理に関して必要なこと。

（報告）

## 第7条

運営・管理者は、次に掲げる事項について、会員に対して運営管理者が定める頻度に基づいて報告することとする。

- (1) J-クレジット制度認証委員会への実績報告及び認証申請の結果について
- (2) J-クレジットの活用用途について

## 第7条の2

前項の報告は、運営・管理者がウェブサイト上に結果掲載、もしくは会員にメール等での連絡を以て行うこととする。

(設備の処分等)

## 第8条

会員は、第11条に規定する会員資格の有効期間内において、次の各号の一に該当するときは、その旨を運営・管理者に届け出なければならない。

- (1) 太陽光発電設備が毀損され、又は滅失したとき。
- (2) 太陽光発電設備を処分（売却、譲渡、交換、貸付又は担保に供すること）しようとするとき。

(退会)

## 第9条

会員は、本会を退会しようとするときは、運営・管理者にその旨を届け出、その承認を得なければならない。

## 第9条の2

運営・管理者は、会員が次の各号の一に該当するときは、当該会員を退会させることができる。

- (1) 第4条第2項に掲げる要件を満たしていないとき。
- (2) 前条の届出があったとき。
- (3) 会員の行為が本会の目的に著しく相応しくないと認めるとき。

(会費)

## 第10条

本会の会費は無料とする。

(会員資格の有効期間)

## 第11条

会員資格の有効期間は、入会日から8年間とする。ただし、追加的な設備投資により入会した場合を除き、運営管理者の確認を受けることで、8年間延長できる。

(個人情報・重要情報等の取扱い)

第 12 条

- (1) 運営・管理者は、あらかじめ会員の同意がある場合、本規約に規定する場合又は法令等に基づく要請がある場合を除き、会員から得られた個人情報、重要情報及びこれらに類する情報を第三者に提供又は開示しないものとする。
- (2) 運営・管理者は、本会の運営に必要な業務を外部の事業者に委託することができるものとし、この場合、委託業務の遂行に必要な範囲内で、会員の個人情報を当該委託先に提供することができる。
- (3) 前項に基づき個人情報を提供する場合、運営・管理者は、委託先との間で秘密保持義務及び個人情報の適正な安全管理措置に関する契約を締結し、当該委託先に対し必要かつ適切な監督を行うものとする。
- (4) 本条第 2 項に基づき提供される個人情報の取扱いは、個人情報保護法上の「第三者提供」に該当しないものとし、委託先は委託業務の目的の範囲内でのみ当該個人情報を利用するものとする。

(反社会勢力の排除)

第 13 条

会員は、自己、又は自己の代表者、役員等、若しくは実質的に自己の経営権を有する者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

第 13 条の 2

会員は、自己、自己の代表者、役員等、若しくは実質的に自己の経営権を有する者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

### 第 13 条の 3

運営・管理者は、会員が前二項に違反した場合、会員に対するなんらの通知勧告を要せず、本契約を解除することができるものとする。この場合、契約解除者に損害が生じた場合は相手方に対する損害賠償を妨げられないものとし、相手方に損害が生じても契約解除者は損害賠償の責任を負わないものとする。

(委任)

### 第 14 条

本規約に定めるもののほか、本会の入会に関し必要な事項は運営・管理者が定める。

(免責)

### 第 15 条

- (1) 本会及び運営・管理者は、本規約第 3 条第 2 項に掲げる業務及び本会が会員のために行う一切の行為に関し、運営・管理者に故意又は重過失がない限り、金銭的・非金銭的、作為・不作為問わず、会員に対して一切の責任を負わない。
- (2) 前項の規定により本会及び運営・管理者が会員に対し金銭的責任を負う場合であっても、その損害賠償の範囲は、本会及び運営・管理者が会員のために支出した金員を上限とする。
- (3) 前 2 項の規定は、会員の退会又は除名後であっても、本会及び運営・管理者と会員との関係を規律する。

(管轄)

### 第 16 条

本会に起因する一切の紛争に関する第一審の専属的合意管轄裁判所は、松江地方裁判所とする。

(本規約の改訂)

### 第 17 条

本規約の各条項およびその他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表又は通知することにより、変更できるものとします。

### 第 17 条の 2

前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この場合、公表の日

から適用開始日までは、変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。

## 附 則

1. 本規約は、2024年9月1日 から施行する。
  2. 制定日・改定日
    - (1) 2024年9月1日制定
- 2026年2月1日改訂